

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第1欄

見解を述べた理由
 法定相続分を超えた特分については登記がなければ第三者へ対抗することができなくなります。本件の場合
~~遺言書~~ 遺言書 Dの単独での所有相続させる旨が読み取れるが、D単独での登記がない場合、~~現在~~ 現在登記している
 特分2分の1をC名義で登記している以上、C特分を差し押えられた場合、Dは単独での所有を差し押え擔者に
 主張することができなくなるからです。

第2欄

		(1)	(2)
登記の目的		3番所有権更正	登記不要
登記原因及びその日付		錯誤	
申請事項等	上記以外の申請事項等	更正後の事項 事項 所有者 D 権利者 B 義務者 C	
添付情報		ウ、カ、サ、チ	
登録免許税		金 1000円	

第3欄

		(1)	(2)
登記の目的		根抵当権設定	登記不要
登記原因及びその日付		令和1年11月29日設定	
申請人		根抵当権者 株式会社E銀行 (取組店 若森支店) 設定者 D 登記識別情報を提供することができない理由 不通知	
登録免許税		金 24万円	

(2)
午後の部
第三十六問
答案用紙

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第4欄		(1)	(2)
登記の目的		3番所有権登記名義人 住所変更	1番抵当権変更
登記原因 及びその日付		令和2年5月25日 住所移転 令和2年6月1日 住居表示実施	令和2年5月25日 住所移転 令和2年6月1日 住居表示実施
申請事項等	上記以外の 申請事項等	変更後の事項 住所 千葉県若葉区若森三丁目 3番3号 申請人 D	変更後の事項 債務者の住所 千葉県若葉区若森三丁目3番 3号 権利者 持明会社E銀行 (取扱店 若葉支店) 義務者 D 登記識別情報が提供できない 理由 不通知
添付情報		ツ	マ、コ、セ、ツ、ニ
登録免許税		非課税 (登録免許税法第4条第5項 第13号)	非課税 (登録免許税法第4条第5項 第13号)

第5欄		(1)	(2)
登記の目的		所有権保存	共同抵当権設定 (追加)
登記原因 及びその日付		存	令和2年6月10日設定
申請事項等	上記以外の 申請事項等	申請人 D 民法74条1項1号	担保額 金6000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権 債務者 D 抵当権者 持明会社E銀行 (取扱店 若葉支店) 設定者 D
添付情報		ツ	マ、ケ、セ、ニ
登録免許税		金3万5600円	金1500円 (登録免許税法第13条 第2項)

第6欄	
有無	無
理由	個人が連合会の債務を保証する場合、通常は公正証書を作成する義務があるが、その法人の取締役がその法人の債務を保証する場合は不要である。